



<b>教育委員会告示</b>		二	教育委員会会議の開催	一八四九	二
<b>教育委員会公告</b>					
○社会教育主事の資格の認定		一八五四	二〇		
<b>選挙管理委員会告示</b>					
一〇	秋田県議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録基準日等	号外一	一三		
一一	秋田県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができることとなる日	"	"		
一二	公職選挙執行規程の一部を改正する規程	"	"		
一三	政治団体の設立の届出	"	"		
一四	政治団体の届出事項に異動があった旨の届出	"	"		
一五	政治団体の解散の届出	"	"		
一六	政治団体の収支に関する報告書	"	"		
一七	公職の候補者の資金管理団体の届出	"	"		
一八	公職の候補者の資金管理団体の異動の届出	"	"		
一九	公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出	"	"		
二〇	公職選挙執行規程の一部を改正する規程	一八五三	一六		
二一	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	一八五五	二三		
二二	各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	"	"		
<b>選挙管理委員会公告</b>					
○秋田県選挙管理委員会分室の設置		号外一	一三		
○秋田県選挙管理委員会分室において処理すべき事務		"	"		
<b>人事委員会規則</b>					

<b>公安委員会告示</b>					
○人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則		号外一	二		
<b>監査委員会公告</b>					
二〇	一 監査の結果に基づき講じた措置	号外一	六		
二一	二 監査の結果に基づき講じた措置の公表	号外一	二七		
二二	三 監査の結果に基づき講じた措置の公表	"	"		
二三	四 監査の結果に基づき講じた措置の公表	"	"		
二四	五 監査の結果に基づき講じた措置の公表	"	"		
二五	六 監査の結果に基づき講じた措置の公表	"	"		
二六	七 監査の結果に基づき講じた措置の公表	"	"		
二七	八 監査の結果に基づき講じた措置の公表	"	"		
<b>正 誤</b>					
○平成十八年九月二十九日付け秋田県規則第六六号の正誤		号外一	一六		
○平成十八年九月二十九日付け秋田県規則第七七号の正誤		"	"		
○平成十九年二月六日付け秋田県告示第七十一号の正誤		一八五五	二三		

発行者 秋 田 県  
 秋田市山王四丁目一番一号  
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋 田 県  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 862-8766 FAX 863-0005  
 Email: matsubara@natsubara-ansu.co.jp

